

避難行動要支援者の個別避難計画を作成しましょう

☎生活福祉課 ☎0176-51-6718

災害から身を守るために

近年多発する豪雨災害などでは、犠牲者の多くが避難行動要支援者となっています。自然災害に対して事前に行うべき避難準備や避難方法、避難時の支援者などを明確にした個別避難計画を作成しましょう。

個別避難計画とは

避難行動要支援者の一人一人の状況に合わせて「どこに避難するか?」「どのように避難するか?」「誰と避難するか?」などをあらかじめ決めて、情報を記載した避難支援のための計画です。

地域の方々や福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員など）の皆さんと連携して、計画の作成に取り組んでみましょう。

対象者 市の避難行動要支援者名簿に登録している人
※名簿に未登録の場合は、登録手続きが必要です。

計画の作成者 本人またはその家族（作成が難しい場合は、福祉専門職が作成を支援します）

避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする人で、次のいずれかに該当する人
(施設などに入所している場合を除く)

▶ 満70歳以上の1人暮らしの人、または満70歳以上の人で構成された世帯の人

▶ 介護保険の要介護認定3以上の人

▶ 身体障害者手帳等級1・2級の人（心臓・腎臓の障害のみの人を除く）

▶ 愛護手帳A判定の人

▶ 精神障害者保健福祉手帳等級1級の人

▶ その他支援を必要とする人（難病を有する人など）

計画を作成するメリット

■ 支援体制が構築でき、必要な支援の内容も明確になります。

■ 計画に基づいて避難支援者や避難支援等関係者（消防、警察、民生委員、町内会など）が手助けや安否確認ができるため、災害時の避難の実効性が高まります。

※個別避難計画は、災害時の避難支援を必ずしも保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではありません。

個別避難計画のイメージ

避難方法を考える

どこに避難するか?

指定避難所、施設、
家族・知人の家など



どのように避難するか?

施設や家族の車両、
徒歩、タクシーなど



誰と避難するか?

家族、近所の人、
支援者など



情報を記載し 生活福祉課へ 計画を提出する

避難行動要支援者に関する情報
氏名、住所、生年月日、連絡先、
避難支援を必要とする事由など

支援者に関する情報
氏名、住所、連絡先

避難先や避難経路に関する情報

計画を活用する

平常時…日頃の見守りなどに活用
災害発生時…避難の手助けや安否
確認に活用

■個別避難計画の様式を配布しています

市ホームページへ掲載しているほか、生活福祉課窓口でも配布していますのでご利用ください。

■ご自身で個別避難計画を作成できない場合は

ケアマネジャーや相談支援専門員など福祉専門職が作成を支援しますので、ご相談ください。

作成の流れなど詳しくは、市ホームページをご覧ください

